

## 令和5年度 第2回 寄居町水道委員会 議事録

### 1 開催日時及び場所

令和5年12月21日（木） 午前10時00分から11時35分まで  
寄居町役場 庁議室

### 2 出席者

委員会委員 13名出席（町議会選出3名、受益者代表7名、知識経験者2名、  
公募1名 計13名）

アドバイザー 1名（公益社団法人日本水道協会）

事務局 4名（上下水道課4名）

### 3 委員会次第

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議事

（1）水道料金改定の基本方針について

（2）その他

#### 4 閉会

### 4 会議録（要点記録）

#### 議事

#### （1）水道料金改定の基本方針について

事務局：水道料金改定の基本方針について概要説明

（添付資料「水道料金改定の基本方針について」「資料1」「資料2」「資料3」）

#### 【質疑応答】

会 長： 只今事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば、願います。

委員A： 2点ある。1点目は料金体系について、口径別の方が「より客観的に給水費用を水道料金に反映することが可能」なので町では口径別を維持したいということだが、なぜ口径別料金制の方がより客観的に給水費用を反映することができるのか説明が欲しい。

2点目は、22%の値上げが必要との結論だが、なぜ22%なのかここが一番肝

心なところなのでよく説明してもらいたい。おそらくいろいろと複雑な要素があって、素人に事細かに数字を説明してもわからない難しいことなのかもしれないが、根拠を確認したい。

事務局： 2点ご質問をいただき、まず1点目の口径別の料金体系を採用する理由について、現状町は一般家庭が13mm、一番使用水量の多い事業所は200mmの口径別料金を採用している。水道を新規に使用開始する際に予定使用水量に応じて口径を決めており、7つの口径別料金で徴収している。水を一度に多く使用するその分を負担いただくことを客観的に料金体系に反映できるのが口径別料金制である。

一方、用途別料金制は、一般家庭（生活用）の料金と工場や公衆浴場など事業者向け（業務・営業用）の料金を分けて設定する方式で、使用目的で区分する用途別は料金の客観性を示しづらく、口径別を採用する自治体が多いのだと認識している。このことが引き続き口径別料金制を採用したい主な理由である。

2点目の改定率22%の根拠を簡単に説明させていただくと、資料2の投資・財政計画で、向こう10年間の施設更新を計画的に進めていくために必要な事業費を見積もり、更新費用に対して収入の不足分がどのくらい見込まれるのかを試算した。資料（冊子）10ページの図（イメージ図）をご覧くださいと、財政目標達成には現行料金（青色部）から上積みが必要であり、この改定分（茶色部）が料金改定率22%となった。

（（引き続き「資料2 投資・財政計画（収支計画）」について、料金改定の予定年度である令和7年度を例に、収益的収支（収益的収入と収益的支出）及び資本的収支（資本的収入と資本的支出）の内容説明を担当が行った。））

委員A： 資料9ページに3項目の財政目標方針を設定しているが、資料2の表でその一つ一つがここに該当すると端的に説明することは可能か。

事務局： 資料2は各財政目標の数値をすぐに確認できるものではないため、経常収支比率や料金回収率をまとめた資料を後日あらためてお示しする。

委員A： 料金改定率については、22%が過大でないことがわかるようなものが示せるか。

事務局： 資料2を見ていただくと、表の中ほど令和7年度経常損益（E）が1,044千円となっている。経常収支比率100%以上とする目標を達成するには、この数字がマイナスにならないことであり、改定率21%にするとマイナスになるので、そうした比較はできる。

委員 B： この投資・財政計画（資料 2）の数値は、料金改定後の数値か。

事務局： 資料 2 は 2.2% の改定率を掛けた数値になっている。

委員 C： 資料（冊子） 11 ページ、各経営指標等の推移の表だが、経常収支比率が令和 5 年と 6 年を比較し、10% 以上落ちるが内容は何か。

それから内部留保資金について、10 億円を保持するという目的であるが、この 10 億円は何を想定しての金額か。

あともう 1 点、料金 2.2% 改定について、令和 7 年度で収支をプラスにとの説明だが、これは一般家庭の 13mm や、大口工場の 200mm の料金にはどう反映するか。

事務局： まず 1 点目の経常収支比率について、令和 6 年度は料金改定前で料金収入が減少し、一方で支出の増加を見込むため、経常収支比率が 92.2% になる。改定後の令和 7 年度以降は、計画期間の令和 14 年度まで 100% を下回らない計画である。

次に、2 点目の内部留保資金は、施設更新の建設改良費に充てる資金を計画的に積立することが大きな目的である。また、災害等が起こった場合の緊急対応に備えた資金を確保しておく必要がある。これまで計画では、近隣の町と同程度の 4～5 億ぐらいを想定してきたが、当町はこれだけ多くの水道施設を抱え、町全体が給水区域であるため、改めて見直したところである。10 億円は 1 年間に町が水道事業を行う上で必要とする営業費用と同規模であり、万一災害等で無収入であっても 1 年間運営ができる規模を想定したものである。

3 点目の 2.2% の改定率は、料金収入全体の増額分である。料金体系ごとの値上げ幅は、次回以降の会議でご審議をいただく予定である。

委員 C： 再質問する。令和 4 年度決算書の資料を見ると、平成 30 年度から経常収支比率はほとんど落ちていない。令和 3 年度から令和 4 年度となると 5% もプラスになっているが、資料 11 ページで、経常収支比率が令和 5 年度から令和 6 年度で、10% 以上落ちる要因は何か。

あと内部留保資金について、安全のために貯金しておくと言ったが、10 億円の積み上げについて、何か予定している事業はあるか。

事務局： 経常収支比率が令和 5 年度から令和 6 年度に 10% 以上落ちる要因は、収益的収支の令和 5 年度と令和 6 年度の比較で、資料 2 の収益的支出の修繕費が令和 5 年度の 42,837 千円に対し、令和 6 年度は 123,205 千円と増加することが大きな要因である。

委員 C： 修繕費が多くなる理由はなにか。

事務局： 10年計画で施設の修繕に必要な費用の積み上げをしている。

主に、折原浄水場と象ヶ鼻浄水場、それと金尾浄水場のポンプや沈殿池など、そうした浄水施設の修繕費が、令和5年から令和6年にかけて多くなることを想定している。

会 長： 他に質問等はあるか。

無ければ、事務局から説明があった水道料金改定の基本方針について、「令和7年度に水道料金2.2%増加の改定が必要であること」及び「料金体系は現行と同じ二部料金制、口径別、逡増型とすること」の2点を基本とする具体的な検討を進めることでよろしいか皆様にお諮りをする。

この2点について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

#### 【賛成多数】

会 長： 賛成多数と認めるので、本委員会では承認とする。

#### (2) その他

会 長： 委員の皆様から何かあるか。

委員 B： 下水道使用料は、今回の料金改定に含まれるのか。

事務局： 下水道使用料については、別の検討になる。今回はあくまで水道料金改定のみの検討である。

会 長： 他に何かあるか。無ければ事務局の方から何かあるか。

事務局： 本日料金改定の基本方針を定めていただいたので、次回の会議では具体的な料金表の改定案をご審議いただく予定である。開催時期は1月末、もしくは2月上旬を予定している。事前に通知を送付する。

また、その後3月に4回目を開催予定である。

会 長： 広報よりい11月号に水道委員会について掲載され、12月の水道検針時に「すいどう通信」が配布されたことで、時々町民の皆さんから声をかけられる。

結構皆さん関心を持っておられる。具体的に値上げと書いていないから。何をやるんだと。読んで字の如く水道料金が変わるという説明をしているが、以前、寄居町は平成13年に水道料金値上げの改定をし、その後、平成23年には基本料金を10%下げる改定をしている。

当時私は、現職の町議会議員であり、10%基本料金を下げろということを強く主張した一人である。大口企業の立地により水道使用料が大幅に増えるということで、町民の皆さんが恩恵を受けられるにはどういう方法があるかとの検討の中で、当時の町長が判断をしたものである。

町民の皆さんに質問を受けた時には、現在の状況について出来る限り説明をさせていただいている。多くの人に理解をしていただくということが大事である。

特に委員の皆さんに良く理解をしてもらうために、次の委員会では事務局により詳細な資料を用意してもらい説明いただくようお願いする。

閉 会